

【障害福祉サービス事業者用】

施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）

令和5年11月現在

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、令和5年度上半期に引き続いて、施設等運営支援臨時給付金を支給します。本案内をご一読の上、請求してください。

■ 支給対象者

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けており、令和5年10月1日以降、下表の障害福祉サービス事業所を運営する事業者を対象とします。

令和5年11月1日から令和6年3月1日までに指定等を受けた事業者も対象となります。

A グループ	障害者施設・居住サービス	・短期入所（併設事業所、空床利用型事業所を除く） ・施設入所支援（入所者のうち練馬区民の割合が50%未満の施設は除く。） ・共同生活援助
B グループ	障害者通所サービス	・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援事業（障害福祉サービス併設を除く）
	障害児通所サービス	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
C グループ	障害者（児）訪問・相談サービス	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・移動支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援

支給対象外サービス等

- ・指定管理や運営委託により区から受託している事業所・施設
- ・補装具費代理受領事業者
- ・日常生活用具給付事業および住宅設備改善給付事業を実施する事業者

■ **給付額** 施設・事業所の種類に応じて、つぎの金額を給付します。

請求区分	計算式
A 障害者施設・居住サービス事業所	定員 1 人あたり給付基準額 9,000 円 × 定員数
B - 障害者通所サービス事業所	定員 1 人あたり給付基準額 3,000 円 × 定員数
B - 障害児通所サービス事業所	定員 1 人あたり給付基準額 3,000 円 × 定員数
C 障害者(児)訪問・相談サービス事業所	1 事業所あたり 15,000 円

定員数は、令和 5 年 10 月 1 日時点の利用定員の数とし、11 月以降に新規に開設する場合は、指定および登録時の利用定員の数とします。

■ **申請単位**

申請する事業所ごとに申請書を作成し、運営法人代表者名で申請してください。

【同一所在地にて複数の事業所を運営している場合】

C グループは、利用者がいる施設や通所サービスとは異なり、事務所スペースの経費に対し支援します。同一所在地で複数の事業所を運営している場合には、同一物件を共同利用していることになるため、以下のとおり重複調整します。

A・B グループの事業所が同一所在地にある場合は、それぞれの事業所が申請することができます。重複調整はありません。

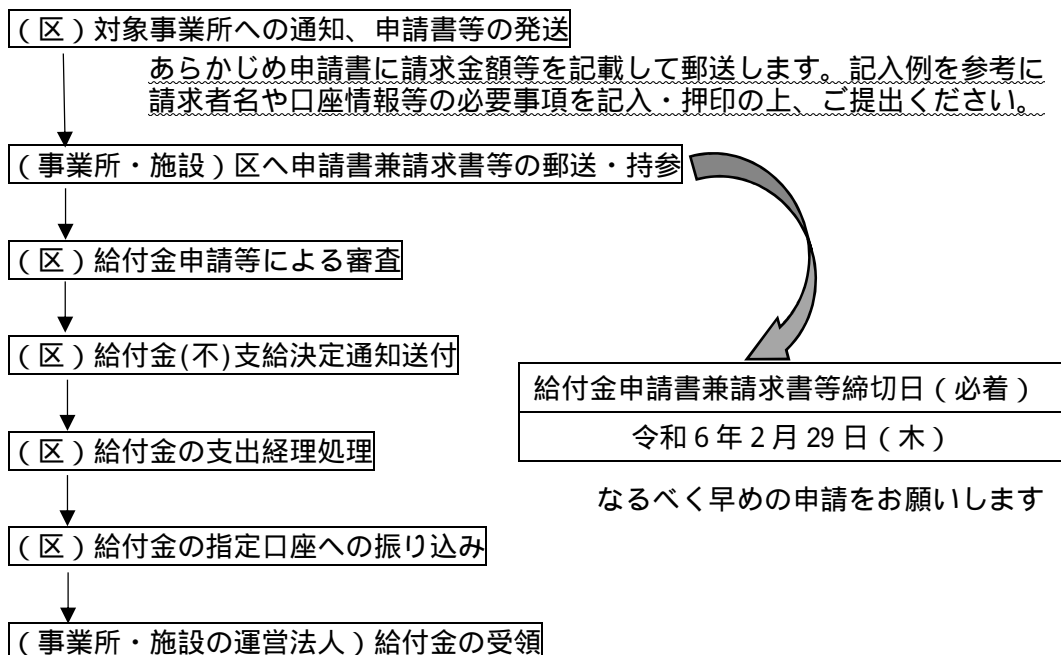
A・C グループの事業所が同一所在地にある場合は、A グループの事業所のみ請求できます。

B・C グループの事業所が同一所在地にある場合は、B グループの事業所のみ請求できます。

C グループの事業所が同一所在地に複数ある場合は、1 つの事業所のみ請求できます。なお、介護サービスと障害福祉サービスを同一所在地で実施している場合、1 つの事業所のみ請求となります。障害福祉サービスで請求してください。

C グループの事業所が介護施設・居住サービス事業所または介護通所サービス事業所と同一所在地にある場合、請求できません。

■ **給付金申請の流れ・申請期限**



■ 提出書類

施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書

振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し（金融機関・支店名・口座名義・口座番号がわかる部分）

委任状（運営法人の代表名義と異なる口座を指定する場合は必要です。）

申請内容の確認のため、そのほかの資料の提供を求める場合があります。

■ 提出先・問い合わせ先

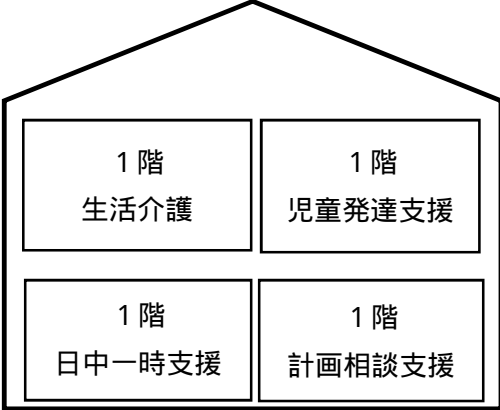
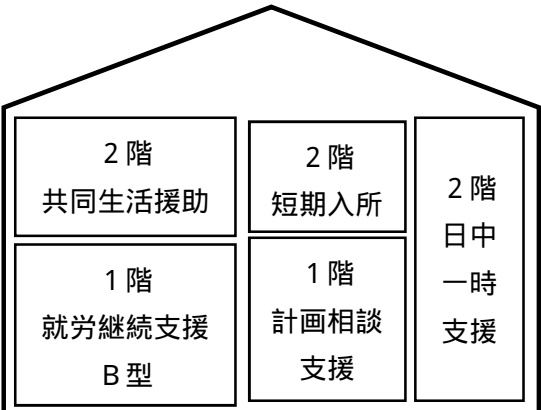
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

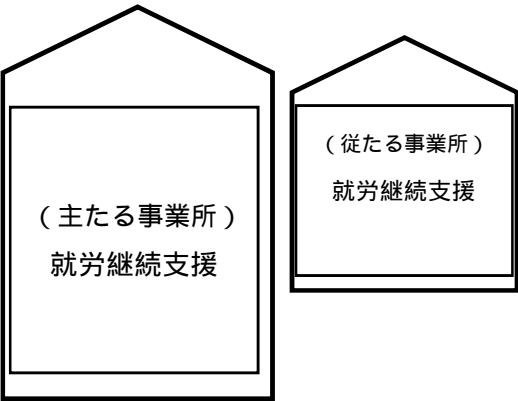
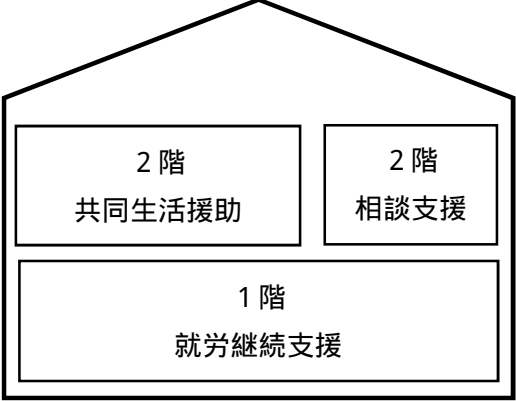
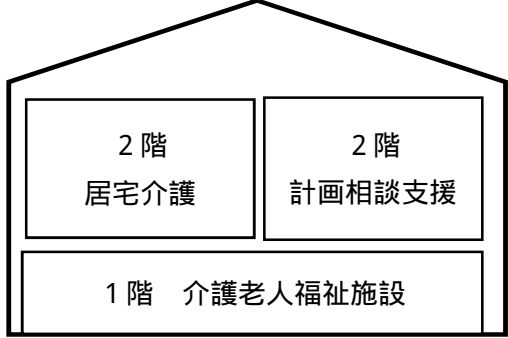
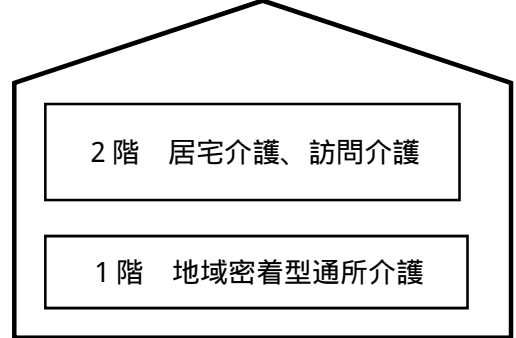
障害福祉サービス事業所 【自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援】	障害者施策推進課 就労支援係 (西庁舎 1 階) : 03-5984-1387
障害福祉サービス事業所 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、生活介護、 自立生活援助】	障害者施策推進課 地域生活支援係 (西庁舎 1 階) : 03-5984-1043
障害福祉サービス事業所 【障害者（児）訪問・相談サービス事業所（他係担当サービスを除く）、地域活動支援センター、日中一時支援事業、 児童発達支援、放課後等デイサービス】	障害者サービス調整担当課 事業者支援係 (西庁舎 1 階) : 03-5984-2825

郵送または持参で提出してください。

郵送での提出の場合、同封の封筒に切手を貼付してご返送ください。

【障害福祉サービス事業者用】施設等運営支援臨時給付金 Q & A

質問・回答	
<p>Q 1 : 定員数は、どの人数を記載して申請すればいいか。</p>	<p>A 1 : 令和 5 年 10 月 1 日現在の指定権者等への届出上の定員で申請してください。なお、区から郵送した申請書にはあらかじめ定員数を記載してあります。また、11 月以降に新規に開設する場合は、指定および登録時の利用定員の数とします。</p>
<p>Q 2 : 事業所を複数運営している場合は、それぞれの事業所ごとに申請できるのか。</p>	<p>A 2 : 指定権者等への届出上の所在地が異なる場合はそれぞれの事業所ごとに申請できます。所在地が同一の場合は Q 3 を参照してください。</p>
<p>Q 3 : 同一所在地の同一建物内で、A・B・C グループの施設・事業所を複数運営している場合は、それぞれの施設・事業所ごとに申請できるか。</p>	<p>A 3 : A グループ・B グループはそれぞれの施設・事業所ごとの申請となります。C グループは 1 つの事業所のみ申請となります。 A グループと C グループは、A グループのみ申請となります。 B グループと C グループは、B グループのみ申請となります。 C グループの事業所が介護施設・居住サービス事業所または介護通所サービス事業所と同一所在地にある場合、請求できません。</p> <p>例) 同一建物で B グループの生活介護と児童発達支援、C グループの計画相談支援の事業所を運営している場合は、B グループの生活介護と児童発達支援の申請が可能となり、対象となる事業所に申請書等を郵送しています。</p>
<p>例 1 複合施設の申請例</p> <p>生活介護 申請可 児童発達支援 申請可 計画相談支援 申請不可 日中一時支援 申請不可</p> 	<p>例 2 複合施設の申請例</p> <p>共同生活援助 申請可 短期入所 申請不可 日中一時支援 申請不可 就労継続支援 B 型 申請可 計画相談支援 申請不可</p> 

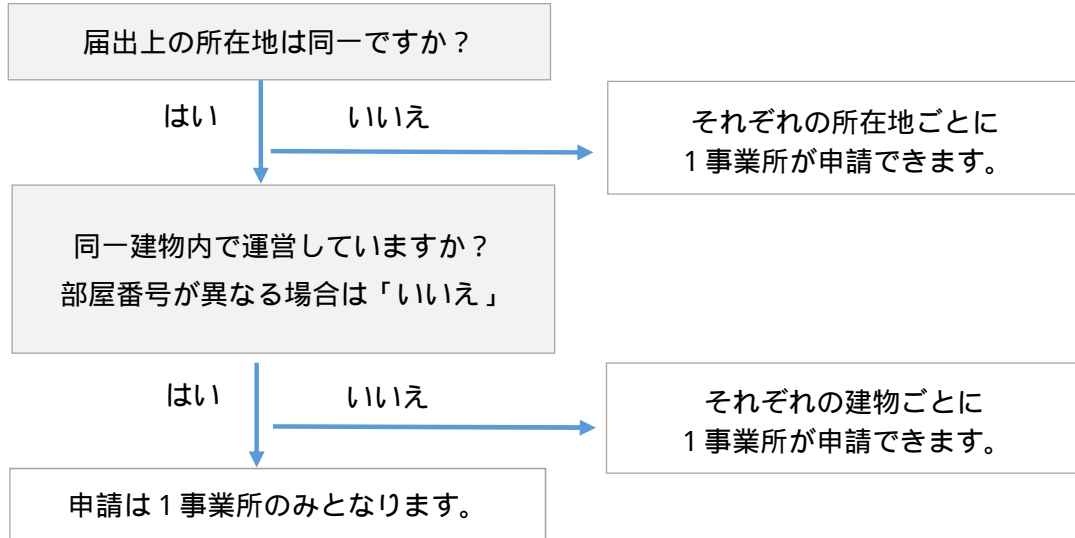
<p>例3 主従の事業所の申請例 主たる事業所 申請可 従たる事業所 申請可 (「主たる事業所」名で、との合計定員で申請)</p> 	<p>例4 複合施設の申請例 就労継続支援 申請可 共同生活援助 申請可 相談支援 申請不可</p> 
<p>例5 複合施設の申請例 介護老人福祉施設 申請可 居宅介護 申請不可 計画相談支援 申請不可</p> 	<p>例6 複合施設の申請例 地域密着型通所介護 申請可 居宅介護 申請不可 訪問介護 申請不可</p> 
<p>Q4 : 同一所在地の同一建物内で、介護サービス事業所(訪問・相談サービス事業所)とCグループの障害福祉サービス事業所を運営しているが、それぞれ事業所ごとに申請できるのか。</p>	
<p>A4 : 訪問・相談サービス事業所の場合、介護サービスと障害福祉サービスを同一所在地で実施している場合についても、申請は1事業所のみとなります。障害福祉サービスで申請してください。 例) 同一建物で訪問介護(介護サービス)、居宅介護、重度訪問介護、計画相談支援(障害福祉サービス)を実施している場合、居宅介護(障害福祉サービス)で申請</p>	
<p>Q5 : Cグループの複数事業所のうち1つの事業所から申請する場合、どの事業所から申請すればいいか。</p>	
<p>A5 : あらかじめ区から郵送にて申請書をお送りした事業所で申請してください。</p>	
<p>Q6 : Cグループの事業所は、なぜ所在地ごとに1事業所だけの申請となるのか。</p>	
<p>A6 : この交付金は光熱費等の物価上昇に対する支援を目的としています。事業所の所在地が同一の場合、同一物件を共同使用していることになるため、申請は1事業所のみとさせていただきます。</p>	
<p>Q7 : 基準該当事業所はどのように申請すればいいか。</p>	
<p>A7 : 基準該当事業所(居宅・重度訪問支援)は、障害者(児)訪問・相談サービス事業所として申請できます。</p>	

Q 8 : Cグループの事業所を同一所在地で複数運営しているが、階ごとに実施している事業が異なる。この場合は申請できるのか。

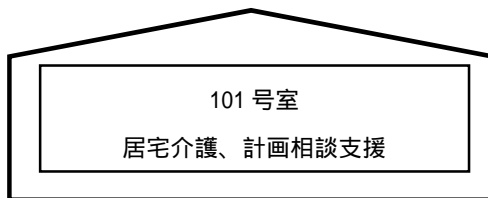
A 8 : 届出上の所在地が同一の場合は、申請は1事業所のみとなります。
ただし、つぎの場合は別の所在地として取り扱います。

- マンション等の部屋番号が異なる場合
- 同一所在地(敷地内)に建物が複数あり、それぞれで事業所を運営している場合

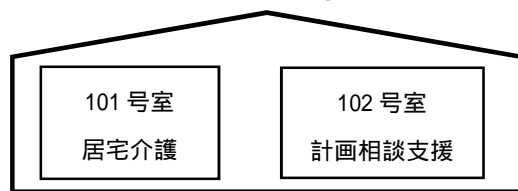
確認フロー



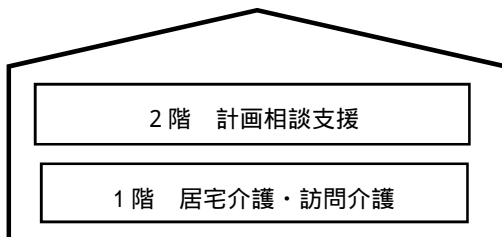
例 1 同一所在地の申請例
(同じ部屋を共同使用)
居宅介護、計画相談支援のうち
1事業所が申請可



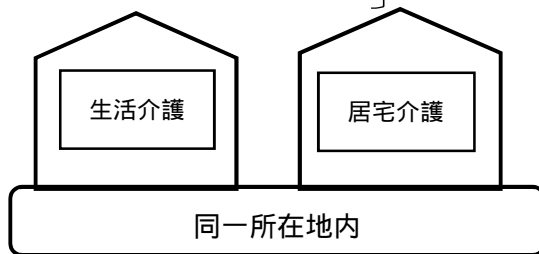
例 2 同一所在地の申請例
(別の部屋を使用)
居宅介護 } いずれも
計画相談支援 } 申請可



例 3 同一所在地の申請例(階が別)
居宅介護、訪問介護、計画相談支援の
うち1事業所が申請可



例 4 同一所在地の申請例(別棟)
生活介護 } いずれも
居宅介護 } 申請可



Q 9 : 児童発達支援、放課後等デイサービスを提供しているが、どのように申請すればいいか。

A 9 : 事業所ごとの利用定員で申請してください。

- 例)・児童発達・放デイ合わせて10名の場合(多機能型) 定員10名
- ・多機能型5名(重心)+放デイ10名の場合 定員15名
 - ・児童発達10名+放デイ10名の場合 定員20名

<p>Q10：日中一時支援は、どのように申請すればいいか。</p>
<p>A10：日中一時支援は、障害福祉サービス（短期入所、就労継続支援等）と併設している場合、対象となりません。障害福祉サービス事業所として申請してください。</p>
<p>Q11：申請者は誰になるのか。</p>
<p>A11：支給対象事業所ごとに運営法人の代表者が申請してください。</p>
<p>Q12：給付金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。</p>
<p>A12：原則として、申請法人名義の口座を指定してください。代表者個人名義の口座や法人名義であっても他の事業所の口座は指定できません。</p>
<p>指定できる例）株式会社 代表取締役 社会福祉法人 会 理事長</p>
<p>運営法人は事業所から遠方にあり、事業所に直接支給してほしい場合等には、委任状が必要になります。委任状はお送りした様式2を使用してください。</p>
<p>Q13：支給対象期間は令和5年10月から令和6年3月とあるが、年度途中で事業所を新規開設、休止、廃止した場合の考え方を示してほしい。</p>
<p>A13： 令和5年度途中で新規に開設した事業所 開設した月から令和6年3月までの月数を6で割った数を、P2の給付額表に基づき算出した額に乗じて支給額を算出します。 例）令和5年12月1日開設の生活介護（定員30名）の場合 給付基準額3,000円×定員30名×4か月÷6か月=60,000円</p> <p>令和5年10月から申請日までの間に、休止期間がある事業所 休止期間の月数を6で割った数を、P2の表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、給付額表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出します。 例）休止期間（令和5年12月1日～令和6年2月29日）がある居宅介護の場合 給付基準額15,000円 - 給付基準額15,000円×3か月÷6か月=7,500円</p> <p>令和5年10月から令和6年3月までの間に休止もしくは廃止した事業所 休止もしくは廃止した月から令和6年3月までの月数を6で割った数を、P2の給付額表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、給付額表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出する。 例）令和5年12月末日で廃止する生活介護（定員10名）の場合 （給付基準額3,000円×定員10名） - （給付基準額3,000円×定員10名×3か月÷6か月）=15,000円 既に満額30,000円の給付を受けている場合には、15,000円の返還となります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業所を休止した場合には、減額の基準は適用しません。</p>
<p>Q14：申請期限は令和6年2月29日とのことであるが、令和6年2月以降に新規に開設する事業所についての申請期限は。</p>
<p>A14：新規に開設する事業所には、個別に本事業の周知を行うとともに申請期限についても別途設定します。</p>
<p>Q15：施設等運営支援臨時給付金の使途は、電気、ガス代に限定されるのか。</p>
<p>A15：給付基準額の設定は、電気代・ガス代の状況により積算していますが、この給付金の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設の運営経費を賄うためのものであり、不足する経費に充当することになるため、あらかじめ使途を限定しません。ただし、他の特定の目的の補助金を受領する場合（例：ガソリン代の補助）その目的には充当できません。</p>

Q16：給付金の使途は限定しないということであるが、法人（事業所）で会計処理等の記録を残しておく必要があるか。

A16：本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、5年間保管しておいてください。必要に応じて、区から提出を求めることがあります。

Q17：精算は必要か。

A17：不要です。

Q18：令和6年4月以降の給付金の支給はあるか。

A18：現時点では未定です。